

	質問項目	回答
1. 総論		
	緊急事態宣言を再延長した趣旨・目的は？	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者数は減少傾向にありますが、医療提供体制のひっ迫が続いていることを踏まえ、さらに期間を延長し6月20日まで府民の皆様に出外の自粛等をお願いするものです。 ・4月25日以降、府民や事業者の皆様には大変なご協力をいただき、感染者数は減少傾向にありますが、医療提供体制のひっ迫が続いています。 ・このような状況を踏まえ、引き続き国と連携し、強い感染防止対策をとることが必要であることから、国に対し、緊急事態措置を実施すべき期間の延長を要請（5月25日 第50回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定）し、国において延長が決定（5月28日 第67回新型コロナウイルス対策本部）されたものです。
	6月1日以降の要請内容は？	<p>①イベントの開催 【平日】これまでの「無観客開催」を変更し、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、開催時間を21時まで 【土日】「無観客・オンライン配信等での開催」</p> <p>②休止等を要請する施設（1,000㎡超） 《商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業》 【平日】これまでの「休止要請」を変更し、営業時間の短縮（20時まで） 【土日】引き続き「休止要請」</p> <p>③休止等を要請する施設（1,000㎡超） 《運動・遊技施設、博物館等》 【平日】これまでの「休止要請」を変更し、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、イベントの場合は21時まで（イベント以外は20時） 【土日】イベントの場合は無観客・オンライン配信等での開催（イベント以外は「休止」）</p> <p>④イベントに準じた取扱いをする施設 【平日】これまでの「無観客開催」を変更し、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、イベントの場合は開催時間を21時まで（イベント以外は20時まで） 【土日】イベントの場合は無観客・オンライン配信等での開催（イベント以外は規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定）</p> <p>映画館について 【平日】これまでの「無観客開催」を変更し、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、営業時間は21時まで 【土日】 ●1,000㎡を超える場合、イベントの場合は無観客・オンライン配信等での開催（イベント以外は「休止」） ●1,000㎡以下の場合、イベントの場合は無観客・オンライン配信等での開催（イベント以外は規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、営業時間は21時まで）</p> <p>※詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210512.html</p>
	6月20日から更に延長はあるのか？その基準は？	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除は、感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、政府において、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断されることとなります。
2. イベントについて		
	<p>イベントの開催について</p> <p>国の対処方針と異なり、引き続き、休日（土日）を「無観客開催」等とする理由は？</p> <p>チケット販売の取り扱いはどうなるのか。</p> <p>キャンセル料はどうなるのか。</p> <p>開催制限の要請の対象外となる、業務上必要なもの等とは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針では、地域の感染状況等も踏まえ、知事の判断により必要な協力要請が可能とされています。 ・府域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、引き続き、人流の抑制に取り組む必要があります。特に、休日（土日）の人と人との接触機会を削減するため、普段会わない友人等と外出する機会となるイベント開催に当たっては、無観客・オンライン配信等での開催をお願いしています。 ・チケット販売済の場合でも、人流を抑制するため、資料記載の要請内容に応じて、平日は規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえた開催、休日（土日）は無観客・オンライン開催等にご協力をお願いします。なお、平日に実施するイベントについて、5月31日までに販売済みのチケットについては、必ずしも、規模要件を満たしていなくても開催可能です。 ・イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。 ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や日程変更が困難な説明会、会議、研修、学会等 ・憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会 ・なお、イベントを開催する場合は、感染拡大防止策を講じた上での実施をお願いします。
3. 飲食店等への要請		

引続き、飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	<ul style="list-style-type: none"> ・政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。 ・コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店で感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備を提供される場合は、引続き休止をお願いします。
6月1日以降の要請内容に変更はあるか？	・現在の要請内容から変更はありません。
居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休止しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休止要請の対象にはなりません。 ・酒類やカラオケ設備の提供をしない場合であっても、営業時間短縮（20時まで）はお願いしています。
営業時間が20時までの店舗が酒類やカラオケ設備の提供をやめた場合、要請に応じたことになるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類、カラオケ設備の提供を取りやめた場合は、20時までの営業時間短縮を要請しているため、通常営業が20時までの店舗は要請の対象となる店舗ではありません。 ・なお、酒類、カラオケ設備の提供を続ける場合は、営業時間に関わらず休業を要請しています。
酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	・正当な理由がないのに要請に応じただけでない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料が科せられます。
利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・4月25日以降、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等へ休止要請をしてきました。 ・そうした中、酒類の持ち込みによって飲食を行うケースが生じてきたことから、改めて、国の対処方針でも「利用者による酒類の店内持ち込みを認めている」ものも休止要請の対象とされたところです。 ・このため、酒類の持ち込みを認めることは控えて頂きますようお願いいたします。
ボトルキーブによる提供は、酒類の提供に該当するか？	飲食店における酒類の提供を制限しているため、ボトルキーブしている場合も控えていただきますよう、お願いします。

4. 施設について（飲食店以外）

休止等を要請をしない施設	
大学その他の学校を休止しない理由は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学修機会の確保のため、休止要請を行っておりません。 ・なお、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るために、大学等に対して、特措法第24条第9項に基づき「授業は、原則オンライン」や「部活動の自粛の徹底」を要請しています。
感染リスクの高い保育所や介護施設等を休止しない理由は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や介護施設等を利用する方にとって、生活に欠かせない施設であることから、休止要請を行っておりません。 ・なお、厚生労働省から、保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止対策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請されています。
休止等を要請する施設《商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業》	
1,000㎡超の施設について、なぜ土日の休止要請を継続するのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針では、地域の感染状況等も踏まえ、知事の判断により必要な協力要請が可能とされています。 ・府域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、引続き人流の抑制に取り組む必要があります。特に、休日（土日）の人と人との接触機会を削減するため、普段会わない友人等との外出先となる集客が想定される施設（1000㎡超）については、休止を要請するものです。
1,000㎡以下の施設について、5月31日までの取り扱いと変更があるのか？	・変更はありません。引き続き、20時までの営業時間短縮などを働きかけています。
1,000㎡はどの範囲までを算定するのか。	・建物の床面積になります。（駐車場は含まれません）
商店街は休止要請の対象か。	・商店街は、それぞれの店舗で判断することとします。
百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ休日の使用を制限するのか？	・百貨店など多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、休日（土日）の外出を控えていただく観点から、引き続き、休止要請をしています。
地下街の取り扱いはどうするのか？	・地下街全体を一体として管理している場合で、その規模が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に休日（土日）については、休止要請をしています。
百貨店等1,000㎡超の商業施設は休日（土日）は休止とのことだが、生活必需物品の取扱いは？	・生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗については、（1,000㎡超の商業施設であっても）休止を要請しておりません。
商業施設において、生活必需物資の小売店舗を除くと、1,000㎡以下になる施設は、休日（土日）は休止するのか。	・生活必需物資の小売店舗を含む施設全体の面積が1,000㎡を超える場合は、休日（土日）については、休止要請の対象となります。
1,000㎡を超えるスーパーやホームセンター等はどうな取り扱いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の小売り等を除き、休日（土日）の休止を要請しています。 ・ただし、食料品や医薬品等の生活必需物資の小売部分と、衣料品・雑貨等の生活必需物資以外の小売部分とが、一体不可分である場合は、施設の休止要請の対象外です。
休止等を要請する施設《運動施設・遊技施設、博物館等》	

<p>運動施設など施設の種類の同じであっても、体育館、スケート場といった「屋内施設」と野球場、ゴルフ場などの「屋外施設」で要請内容が異なる理由は？</p>	<p>・コロナウイルスに対する感染予防対策の一つである「三つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。</p>
<p>屋外施設と屋内施設が併設された運動施設についての取扱いは？</p>	<p>それぞれの施設における（建築確認申請上の）建築物の床面積を合算した面積で判断します。 ○1,000㎡を超える場合 【平日】 （屋内・屋外施設） 資料記載の通り、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえて営業可能です。 【休日（土日）】 （屋内施設）資料記載の通り、イベントは無観客等要請、それ以外は休止要請。 （屋外施設）資料記載の通り、イベントは無観客等要請、それ以外は規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえて営業可能です。 ・なお、施設を一体として休止するか、それぞれの施設について休止の判断をするかについては、施設管理者の判断となります。 ○1,000㎡以下の場合 【平日】 （屋内・屋外施設） 資料記載の通り、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえて営業可能です。 【休日（土日）】 （屋内・屋外施設） 資料記載の通り、イベントは無観客開催等の働きかけ、それ以外は規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえて営業可能です。</p>
<p>屋内の運動・遊技施設は、個人で使用する場合でも休日は利用できないのか？</p>	<p>・観客を入れない個人の練習・プレーに当たっては、1000㎡以下の施設は20時まで利用可能です。一方、1,000㎡超の施設については、平日は20時まで可能ですが、休日（土日）は、外出自粛の観点から、休止を要請しています。</p>
<p>「家電量販店」「衣料品店」等は、「生活必需物品販売施設」にあたるか。</p>	<p>・家電量販店、衣料品店は、生活必需物資販売施設以外の商業施設としております。</p>
<p>「キャバレー」「ナイトクラブ」等の遊興施設の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>・キャバレー等では、飲食業許可を取得している場合、「営業時間短縮（20時まで）及び、酒類提供（持込みを含む）、カラオケ設備提供の自粛」又は「施設の休止」を要請しています。</p>

イベントに準じた取扱いをする施設

<p>休日（土日）・1000㎡超の施設に対して、なぜ、無観客開催等の要請を継続するのか？</p>	<p>・国の基本的対処方針では、地域の感染状況等も踏まえ、知事の判断により必要な協力要請が可能とされています。 ・府域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、引続き、人流の抑制に取り組む必要があります。特に、休日（土日）の人と人との接触機会を削減するため、普段会わない友人等と外出する機会となるイベントに準じた取扱いとする施設には無観客・オンライン配信等での開催をお願いしています。</p>
<p>遊技施設、運動施設、劇場、遊興施設、ホテル・旅館、遊技施設などは、イベント以外で使用することは可能なのか？</p>	<p>・観客を入れない個人の練習、プレー等による施設の使用といった「イベント」以外での施設使用については、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、20時まで使用可能です。</p>
<p>テーマパークの要請はどうなるのか？</p>	<p>・平日は、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）に基づく営業を要請（21時まで）する一方、土日については、引き続き無観客開催等をお願いしており、この場合は、事実上施設の休止になるものと考えます。</p>

映画館の取扱い

<p>映画館の取扱いはどうなるのか？</p>	<p>・映画館は、国の方針等を踏まえイベントに準じた取扱いを要請する施設として、土日や多数が利用する施設への人流抑制の観点から、資料のとおり取扱いとします。 ・これまでの要請からの主な変更点としては、 《～5月31日》 1,000㎡超 …休止 1,000㎡以下…イベントの場合は無観客、その他は営業時間短縮（20時まで） 《6月1日～》 1,000㎡超 …【平日】規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、営業時間短縮（21時まで） 【土日】イベント以外では「休止要請」（イベントは無観客等） 1,000㎡以下…イベント以外の場合、平日・土日の区別なく、営業時間を21時までに変更</p>
<p>イベントに準じた施設の休日（土日）の取扱いについて、映画館以外は「イベント以外は規模要件等での開催」を認める一方、映画館のみ「イベント以外は休止要請」としているのはなぜか？</p>	<p>・劇場での公演実施やライブハウスにおける「イベント以外」の使用は、通常の営業ではない個人的な利用を指します。 ・一方、映画館の「イベント」とは、映画祭や舞台挨拶などを、「イベント以外」とは映画の上映（通常営業）を指します。 ・これらの施設に対して、同様に休日（土日）の実質的な休止を要請するため、1000㎡超の劇場等へは「イベント（＝通常営業）の無観客開催」を、1000㎡超の映画館へは「イベント以外（＝通常営業）の休止」をそれぞれ要請しています。</p>

5. 主な支援金等

<p>休止要請等に係る各種支援策について</p>	<p>・国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめしております（随時更新）ので、ご参照下さい。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html</p>
<p>公演を実施し収録映像を海外発信したい又は開催予定であった公演等を中止した場合の支援策について</p>	<p>・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）を参照してください。</p> <p>【J-LODlive2補助金運営事務局 特定非営利活動法人映像産業振興機構 特定非営利活動法人映像産業振興機構】 https://j-lodlive2.jp/</p>
<p>全国規模のスポーツイベントを中止した場合の支援について</p>	<p>・全国規模のスポーツイベント等におけるキャンセル料等に対する支援については、スポーツ庁で設けられています。</p> <p>【文化庁：スポーツ団体・個人向け支援策】 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html</p>
<p>大規模施設の休止に伴う支援金について</p>	<p>・以下の府HPを参照してください（この度の再延長分についても現在検討中）</p> <p>【休止要請を行う大規模施設等に対する協力金について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/kyouryokukin_daikibo/index.html</p>
<p>飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について</p>	<p>・以下の府HPを参照してください（この度の再延長分についても現在検討中）</p> <p>【HP】（第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金） https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/index.html</p>
<p>飲食店等における感染防止対策の取り組みの支援について</p>	<p>・以下の府HPを参照してください。</p> <p>【大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金（アクリル板等のパーテーションやCO2 センサーの設置支援）】 https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/settisiennkinn/index.html</p>
<p>関連事業者への支援について</p>	<p>・時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者に対して、国において支援策を設けています。</p> <p>【経済産業省「月次支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html</p> <p>※府の上乗せ支援については、国の月次支援金の募集開始後、速やかに募集開始予定です。</p>